

平成27年度日高市青少年問題・いじめ問題対策  
連絡協議会次第

平成27年8月11日(火)

午前10時より

日高市役所2階庁議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 日高市いじめ防止等に関わる取り組みについて

(2) 各団体の活動実施状況及び青少年健全育成について

(3) その他

4 閉 会

# (1) 日高市いじめ防止等に関わる取り組みについて

## ①【日高市いじめ問題専門委員会条例・

### 日高市いじめ問題再調査委員会条例について】

#### 《日高市いじめ問題専門委員会条例》

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に日高市いじめ問題専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事務をつかさどる。

- (1) いじめの防止等のための対策に関する研究を行うこと。
- (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会に副委員長1人を置き、委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

## 《日高市いじめ問題再調査委員会条例》

### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、日高市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査が終了するまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会に副委員長1人を置き、委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

### (関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

### (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

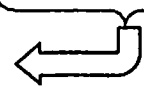
この条例は、平成27年7月1日から施行する。

②【小・中学校におけるいじめの実態について】

平成24年度～平成26年度 いじめの認知件数

| 年度 | 24  |     | 25  |     | 26  |     |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 校種 | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 |
| 合計 | 3   | 19  | 3   | 25  | 3   | 15  |

いじめの主な内容(平成26年度)



| いじめの主な内容 |  |
|----------|--|
| 小学校      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。</li> <li>・仲間はずれ、集団による無視をされる。</li> </ul>  |
| 中学校      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。</li> <li>・仲間はずれ、集団による無視をされる。</li> <li>・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。</li> <li>・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。</li> <li>・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。</li> </ul> |

### ③【いじめ防止に向けての取り組み①】

#### 《日高市立小・中学校いじめ防止基本方針》

#### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針 (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童・生徒がいじめを行わず、及び他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

#### (いじめの禁止)

すべての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

#### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

#### 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

##### (1) 基本施策

##### ① 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。正義が通る学校を目指す。
- イ 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童・生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育に力を注ぐ。

##### ② いじめの早期発見のための措置

##### ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童・生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- A 児童・生徒対象のいじめアンケート調査
- B 保護者対象いじめアンケート調査
- C 教育相談を通じた学級担任による児童・生徒からの聞き取り調査

##### イ いじめ相談体制

児童・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- A スクールカウンセラーの活用
- B いじめ相談窓口の設置

- ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上  
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童・生徒及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止会議」を設置する。

#### <構成員>

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

#### <活動>

- ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- イ いじめ防止に関すること。
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること。
- エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めること。

#### <開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### ② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合はすみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・生徒および保護者に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置等を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、日高市教育委員会及び飯能警察署等と連携して対処する。

## (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- a 重大事態が発生した旨を、日高市教育委員会に速やかに報告する。
- b 日高市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- c 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- d 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒および保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 【いじめ防止に向けての取り組み②】

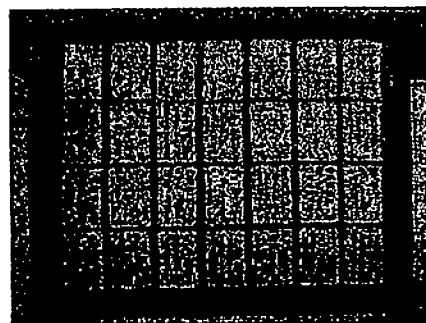
## 《各学校における具体的な取り組み》

## 小学校

異年齢集団での活動を通して、互いに協力することや思いやりや優しさの心を育てることを目的とし、発達段階に応じた体験活動を設定している。

## 【主な活動例】

- ① 人権月間や人権教育週間の実施
  - ア 「こころの花をさかせよう」の花作り。
  - イ 人権に関する授業の実施
  - ウ お昼の放送での校長講話や人権作文の発表
- ② 年間を通じた異年齢集団活動の実施。
  - ア 縦割り清掃
  - イ 縦割り遊び
  - ウ 縦割り遠足
  - エ 交歓給食
- ③ CAPプログラム
- ④ なかよしアンケートの実施・集計と公開
- ⑤ 人権感覚育成プログラムの実施
- ⑥ いじめゼロ宣言の発表



いじめゼロ宣言

## 中学校

様々な活動を通して、責任感や達成感を味わい、自己肯定感を育むために、実社会とのつながりを意識した体験活動を設定している。また、地域の方とのふれあい通し、人の温かさや優しさに触れることで共生の心を育むため、ボランティア活動を推進する。

## 【主な活動例】

- ① ふれあい講演会
- ② 地域清掃
- ③ 人権カレンダー
- ④ 人権集中学習
- ⑤ 人権に関わる授業の実施 12月
- ⑥ 地域の行事へのボランティア活動
- ⑦ 生活アンケート
- ⑧ 縦割り選手団による体育祭の実施
- ⑨ 学校農園を活用した“協働”作業の実施
- ⑩ 携帯・スマホの使い方についての講演会



人権集中学習

## 小・中合同

小中で連携した共同作業を設定することにより、中学生にはリーダーシップや自己有用感を醸成し、小学生には中学生を手本として、視野が広く高い目標設定を促している。小・中個別の取組では得られない、一層の思いやりの心や自尊感情を高めている。

## 【主な活動例】

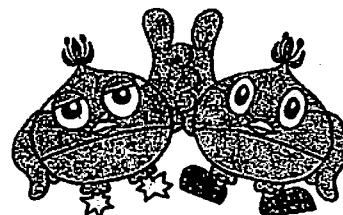
- ① 人権作文、人権標語、人権メッセージの取り組み
- ② 小中教職員、PTA合同人権研修会
- ③ 小中合同あいさつ運動
- ④ 合同一斉下校
- ⑤ 資源回収や清掃活動
- ⑥ もちつきの会など、



小中合同のあいさつ運動

## ④【日高市人権教育総合推進地域事業について】

～平成 26. 27. 28 年文科省委嘱～



## 1 調査研究のテーマ

## (1) 調査研究のテーマ

心豊かな人を育む 学びのまちづくり

～小・中連携の充実と人とのかかわりを通じた人権教育の推進～

## (2) 研究仮説

## ○仮説 1

異年齢によるさまざまな体験的活動や交流活動等、学校教育全体を通して、自尊感情や他者に共感する能力を高めれば、人権感覚が身につき豊かな人間関係の礎を築くことができるであろう。

## ○仮説 2

9年間を見通し、小・中の連携を充実させ、地域の方々と多様にかかわれば、児童生徒はともに生きることのよさが分かり、心豊かにたくましく生きることができるであろう。

## 2 調査研究の内容

学校教育においては、市内 12 校すべてを推進協力校とし、以下の 4 点を骨子として、調査研究を進める。

- (1) すべての学校で、学校教育全体を通して、一人一人の児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「豊かな関わりあい」のバランスのとれた教育活動を推進し、基礎学力等生きる力（総合的な学力）を培うことを基盤に据えて取り組む。
- (2) 6 中学校区全てが 1 小学校、1 中学校、1 公民館という特色を生かし、学校区ごとに人権教育上の課題を明確にし、小・中一貫の人権教育に取り組み、地域全体で展開していく。
- (3) 清掃活動やあいさつ運動、児童会・生徒会活動、学校行事等直接体験を積み重ね、一人一人に「役割を与え、実行させ、認め、ほめる」ことを通して、自他尊重の気持ち育て、心の通う人間関係づくりを重点とする。
- (4) さまざまな人権問題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、インターネットによる人権侵害等）について正しく理解するための必要なものの方や考え方を育む

## 3 調査研究により見込まれる成果及び検証方法

- ① 日高市人権教育総合推進会議を設置し、学校の教職員を中心として、行政関係者、地域、保護者の代表も委員となることで、地域全体で子どもたちの人権教育を進めていこうという気運を高めることができる。
- ② 日高市立学校すべて推進協力校に指定することで、学校区ごとの小・中連携を深め、教育活動を人権教育の視点から見直したり、全教員が人権教育の視点に立った指導案を作成し、授業研究発表会を開催したりすることで、より積極的に人権教育を推進しようとする姿勢が生まれる。
- ③ 研修会や講演会を実施することで、人権感覚を育成することの重要性を共有するとともに、「人権感覚育成プログラム」の活用など具体的な育成方法について研究を深めることができる。
- ④ CAP プログラムや全ての推進協力校で PTA との共催による人権講演会、ソーシャルスキルトレーニング研修会等多くの取組を実施し、児童・生徒、教職員、保護者、地域の人権意識の高揚を図ることができる。
- ⑤ 各取組の参加者数を記録するとともに、児童生徒をはじめ、教職員、保護者等を対象に、年度当初と年度末にアンケート調査を行い、人権意識の高揚等を検証する。



#### 4 研究実践について

### 平成 26 年度（1 年次の取組）

- ・人権作文、人権標語、人権メッセージへの応募をする。
- ・人権教育講演会を実施する。
- ・児童・生徒会サミットを開催する。
- ・小学校での C A P プログラムを実施する。
- ・11月を人権月間とし、小・中で連携した取り組みを推進する。
- ・人権教育全体計画の確認と見直しを図る。
- ・人権教育の視点から、これまで各学校で取り組んでいたことを見直し、指導計画に取り入れていく。
- ・研究紀要を作成する。（必要となる資料や写真の整理・保存をお願いいたします。



### 平成27年度（2 年次 中間発表）

- 1 全小中学校で全教員が人権教育授業公開を行う。（詳細は別紙）
  - (1) 目的：全教員が人権教育の授業を公開し、各学校で推進している人権教育について、保護者、地域の方々等に広く知らせる。
  - (2) 日時：各学校で決定する。  
例 授業参観日 土曜授業日  
小中同日でも別日でも構いません。また、1日ではなく、3日間にわたるようなことがあっても構いません。
  - (3) 参加者：市内教職員・保護者・地域の方等  
推進地域事業の委嘱を受けている市町  
※各学校の授業公開日を取りまとめ、案内を作成し、各学校、公民館等を通じて、市内に配布します。
  - (4) 授業内容等：道徳、特活に限らず様々な教科で、人権教育の視点を持って取り組んでください。学年での取組や小中連携の取組等広く考えてください。また、授業公開後の研究発表会等については、各学校にお任せします。  
例 人権教育集中授業 人権感覚プログラムを活用した授業  
小中合同授業（体育・音楽・特活・外国語活動等）
  - (5) 指導案：市内で統一した形式で、「人権教育上のねらい・視点・配慮」を明確にしていく。A4版2枚程度。
  - (6) 配布物：各学校の研究紀要（平成26年度作成のもの）  
※研究紀要については、電子データを各学校へ送付（教頭フォルダ）してありますので、各学校で必要なところを印刷し、配布してください。  
※指導案については、保護者、地域の方には配布しない。
- 2 研究紀要と指導案集を作成する。
  - (1) 研究紀要について（昨年度の項目を継承し、内容の充実を図る）  
表題例：〇〇小中学校の取組
    - 1 概要
    - 2 具体的な取組 (1)〇〇小学校の取組 (2)〇〇中学校の取組
    - 3 〇〇小中学校の連携した取組
    - 4 成果と課題  
※幹事会で検討して、今年度はもう少し内容を見直すこととしました。

(2) 指導案について

指導案の形式や留意事項は、資料1を参照してください。

また、指導案集については、全教職員の指導案を掲載し、小・中学校別にまとめる予定です。冊子やデータ等の形で全教職員へ残るようにしていきたいと考えています。

3 児童・生徒会サミットを開催する。

5月29日児童生徒会サミット担当者会議を開催

→ 8月28日(金)日高市児童生徒会サミットの開催(いじめ撲滅について)

→ 2学期に各学校で生徒会代表児童生徒が中心となって推進していく。

4 小学校でのCAPプログラムを実施する。(計画は別紙)

5 人権教育全体計画、年間計画の見直し・作成を図る。

6 人権感覚の育成に関する評価について

- 各取組の参加者数を記録するとともに、児童生徒をはじめ、教職員、保護者等を対象に年度当初と年度末にアンケート調査を行い、人権意識の高揚等を検証する。また、児童生徒や保護者・地域の方、教師の声を積極的に把握し検証の一つとしていく。

平成27年度

- 児童生徒について 小4、5、6年生 中1・2・3を対象とする

- 教職員について 全教職員対象とする。

- 保護者については検討していく。

- 実施時期 7月・12月(または1月) 年2回実施

- 内容 県から提示されたものを活用

→アンケート用紙の電子データと集計用エクセルファイルを送付いたしますので、各学校でご活用ください。

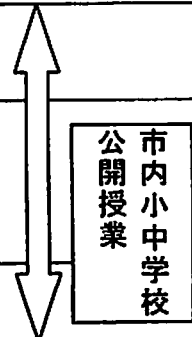
→アンケート結果を夏休み中に集計し、小中連絡会や合同研修会で人権感覚育成のための視点にあわせて見直す等、今後の取組の参考にしてください。また、人権感覚育成プログラムの活用へつなげてください。

→集計結果は教育委員会へもお知らせください。(報告の期日、様式等については後日連絡させていただきます。)

○具体的実施計画

| 時期    | 内容  | 備考             |
|-------|---|----------------|
| 27年3月 | 日高市人権教育総合推進会議の開催と次年度活動計画について、事前説明の実施          | 参加者<br>各校校長12人 |
| 27年4月 | ◆推進協力校実践研究の開始<br>(各学校区の課題を明確にし、計画に基づいた実践を始める) |                |
| 27年5月 | ○人権作文、人権標語募集の実施<br>○日高市児童会・生徒会サミット担当者会議5/29   | 各学校1名          |
| 27年6月 | ○管理職人権教育研修会                                   | 参加者12人         |

|           |   |   |
|-----------|---|---|
|           | ○日高市児童会・生徒会連絡協議会<br>○福祉スポーツ大会<br>○人権教育中央研修（つくば）                               | 各中学校区で<br>社協と連携<br>教頭 2 人                           |
| 27 年 7 月  | ○第 1 回日高市人権教育総合推進会議の開催<br>○彩の国ボランティア体験プログラム<br>○人権教育講演会                       | 社協と連携<br>市内小・中学校教員対象                                |
| 27 年 8 月  | ○ソーシャルスキルトレーニング研修会<br>○彩の国ボランティア体験プログラム<br>○小・中人権教育講演会<br><br>○日高市児童会・生徒会サミット | 希望教職員<br>人権教育主任 12 人<br>社協と連携<br>PTA 共催<br>参加者 50 人 |
| 27 年 10 月 | ○学社連携人権教育事業研究会<br>○あいあいまつり  | 参加者 20 人<br>社協と連携                                   |
| 27 年 11 月 | 人権教育月間<br>○各学校での様々な取組の充実<br>○市民まつりボランティア<br>○ワンデーウォークボランティア                   | 各学校<br><br>各中学校生徒                                   |
| 27 年 12 月 | ○人権教育講演会  | 生涯学習課と連携<br>参加者 100 人                               |
| 28 年 1 月  | ○推進協力校の活動及び地域活動のまとめと評価<br>○日高市児童会・生徒会連絡協議会<br>○第 2 回日高市人権教育総合推進会議の開催          | 各中学校区で  |
| 28 年 2 月  | ○研究紀要と指導案集を作成・配布  | 500 部<br>配布先<br>日高市内小・中学校及<br>び各中学校区公民館             |



### 平成 28 年度（本発表）

- 1 全小中学校で全教員が人権教育の指導案を作成し、人権教育授業公開を行う。  
※平成 27 年度と同様の取組をお願いします。
- 2 研究発表会として 1 校区の授業公開をあてる。
  - (1) 日 時：11 月下旬
  - (2) 参加者：西部管内、推進地域事業の委嘱を受けている市町へ案内
  - (3) 内 容：授業公開（1 小中学校）  
全体会（研究発表、指導講評）→指導者の招聘  
講演会→講師の招聘
  - (4) 会 場：日高アリーナ 小中学校
  - (5) 配布物：指導案集と研究紀要

平成27年度 人権教育総合推進事業中間発表開催について

| NO | 学校名    | 時期              | 内容  | CAP                                     |
|----|--------|-----------------|---|---|
| 1  | 高麗小学校  | 10月31日(土)       | 全学級 道徳で実施予定   | 11月 6年児童対象                              |
| 2  | 高麗川小学校 | 平成28年1月16日(土)   | 全学級(人権教育の視点に立った授業)  | 7月ごろ4学年・保護者                             |
| 3  | 高萩小学校  | 12月1(火)2(水)4(金) | 各教科・領域で人権教育の視点を取り入れた授業)                                   | 2月保護者                                   |
| 4  | 高根小学校  | 11月26,27日       | 1年生活科、2年国語、3年道徳、4年道徳、5年道徳、6年社会、特別支援遊びの指導                  | 7月9日(木)子ども対象<br>7月11日(土)保護者対象<br>対象学年4年 |
| 5  | 高萩北小学校 | 12月1,2日         | 1,2,3年 道徳(人権感覚プログラム)<br>4,5,6年すぎの子(人権感覚プログラム)             | 1月16日全保護者                               |
| 6  | 武蔵台小学校 | 12月1日(火)2日(水)   | 全学級 道徳・学級会で実施予定   | 10月ごろ4年保護者                              |
| 7  | 高麗中学校  | 11月7日(土)        | 全学級 各教科・領域で実施予定<br>人権学習の取組について(保護者説明会)                    |   |
| 8  | 高麗川中学校 | 11月21日(土)       | 1校時全学級で道徳(生命尊重を題材にした人権教育集中授業)2,3校時日高市青少年健全育成の会講演会(北原佐和子氏) |   |
| 9  | 高萩中学校  | 11月11日(水)       | 1,2年 人権集中学習(DVD活用した道徳)<br>3年 生命の尊重(特別活動、子育てネットワークを活用)     |   |
| 10 | 高根中学校  | 11月21日(土)       | 各学年担任は道徳の授業<br>担任外は、教科の授業(人権教育の視点を入れて)特別支援学級 学級活動(生活単元学習) |   |
| 11 | 高萩北中学校 | 2015/11/19(木)   | 人権集会・全校生徒で作成した人権カレンダーの発表と全員の課題とした人権作文の代表作品の朗読する。          |   |
| 12 | 武蔵台中学校 | 11月21日(土)       | 学年ごとに道徳・学活を中心とした授業実施<br>(性教育とリンクした体験的な学習)                 |   |